

★区域外就学について★

大津町教育委員会では、児童生徒が基本的に徒歩圏内で安全に通え、子どもたちの学びの保障に伴う適正な学校施設の管理・運営、また地域防犯や防災、地域コミュニティが行政区単位で行われており、これらの地域活動の多くが学校区と密接に関係していることなどから「大津町小中学校就学等に関する規則」に基づき学校の指定を行います。

ただし、別表の承諾基準を満たしている場合は、区域外就学の許可を行っております。

《例》小学4年生の1月にA小学校からB小学校の校区へ住所を異動した場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月
A小学校					
10月	11月	12月	1月	2月	3月
A小学校（1/14まで）			1/15に異動	B小学校（1/15～）	



「通学区域外就学願」を申請し、承諾されると…

4月	5月	6月	7月	8月	9月
A小学校					
10月	11月	12月	1月	2月	3月
A小学校（1/14まで）			1/15に異動	A小学校（1/15～3/31まで）	

この場合は、学年末（小学4年生の間）まではA小学校に通うことはできますが、次年度（小学5年生）からは、B小学校に通っていただくことになります。

中学生の転居（町内間の異動）に関しては、町内転居に限り、卒業まで前住所の中学校に通うことができるようになりました。（令和2年度に規則を改正）

別表（第9条関係）

学校教育法施行令第8条に基づく指定学校の変更基準及び学校教育法施行令第9条に基づく
区域外就学等の承諾基準

理由	必要書類	期間
学年途中の児童生徒が転居した場合	申請書	学年末まで ただし、中学生が町内転居した場合は卒業まで
住宅新築等により転居が予定され、入学又は学年、学期当初から転居予定地の学校に就学を希望する場合	申請書 転居が確実であることを証明する書類、土地・建物売買契約書等	転居予定地へ転居するまでの期間
住宅建替え等による一時的転居の場合	申請書 建替え等が確認できる書類	建替え等が終了するまでの期間
通学区域内の指定学校に該当する特別支援学級がない場合	申請書 教育支援委員会及び学校からの意見書	理由が解消されるまでの期間
いじめ、不登校、DV等特に教育上配慮を要する場合	申請書、学校からの意見書、その他教育委員会が必要とする書類	適当と認められる期間

※一部抜粋

★保護者の皆様へお願い★

住所を異動する際は、下記の3つのポイントを押さえていただきますようお願いいたします。

- ①今通っている学校に、住所が異動することを伝える
- ②異動先の学校（新しく通うことになる学校）に、転校してくることを伝える
- ③大津町教育委員会に住所が異動することを連絡する

ご不明な点がありましたら、学校教育課までお尋ねください。

TEL：096-293-3349